

平成 2 7 年第 4 回（4 月）  
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年4月10日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時25分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一

欠席委員の氏名

4. 付議事項

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。本日事務局長の赤尾課長が県土整備事務所長との協議で出席できませんのでご報告いたします。 それでは、ただ今より平成27年第4回4月総会を開催いたします。開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。それでは、ただいまから平成27年第4回4月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には樋口委員、奥家委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは1ページをご覧ください。「議案第8号 農地法第3条

	<p>の規定による許可申請書について」です。</p> <p>この案件は譲渡契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字広津727番地2 田 137㎡  譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地 N. H  譲渡人：上毛町大字東上〇〇〇〇番地 M. M  （その他議案内容朗読及びP2からP6説明）</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲渡人は成年後見人がおり自分では農地の管理が難しくなるので、今回隣地の宅地と同時にこの農地をMさんに所有権移転ということであり、Mさんは農地取得後の経営面積も5,414㎡となり、上毛町の農地下限面積の50a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
菊委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人はSがおり今後は農地の管理が出来ないと言うことで、隣地と一緒に売買ですので問題ないと思われます。</p>
是木会長	<p>菊委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思ひます。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第8号については承認することにご異議はございせんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>では、「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請書について」は承認することと決します。</p>
	<p>つづいて、「議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。「議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字小犬丸499番地8 田 843㎡  譲渡人：北九州市小倉南区企救丘〇丁目〇〇番〇-〇〇〇号  U. T  譲受人：吉富町大字小犬丸〇〇〇番地〇 K. Y  転用理由：共同住宅1棟(8戸) 建築面積 245.11㎡  （その他議案内容朗読及びP8からP14説明）</p> <p>農地区分については2以上の水管(上水道・下水道)の埋設道路</p>

	<p>に接し、かつ500m以内に2以上の教育（昭和保育園）、医療施設（林歯科医院）があることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の守口委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたら願います</p>
守口委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。現在は荒廃農地となっており、隣接する住民の方も困っている状態です。荒廃農地の解消にもつながりますし、隣地の承諾もありますし、排水についても、公共下水道で処理するということですので、問題ないと思われ</p>
是木会長	<p>守口委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第9号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>それでは、議案第9号-1に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第9号-2について事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度7ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。 申請農地：吉富町大字今吉28番地1 田 149㎡ 譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地 N. H 譲受人：吉富町大字今吉〇〇番地〇 N. Y 転用理由：家庭菜園 （その他議案内容朗読及びP15からP20説明）</p>
是木会長	<p>今回Nさんが吉富町の下限面積30aにならないことから5条転用の申請で家庭菜園として使用となっています。 農地区分については都市計画用途区域内「第一種住居地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の菊委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたら願います。</p>
菊委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人はSがおり 今後は農地の管理が出来ないと言うことで、隣地の方への売買です ので問題ないと思われ</p>
是木会長	<p>菊委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>

是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第9号-2については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、議案第9号-2に関しては承認することと決めます。  これにより「議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。  本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>
是木会長	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、5月8日(金)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、これをもちまして平成27年第4回(4月)総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>10時25分 閉会</p>